

報道発表資料の配付日時 8月2日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和元年度(2019年度)北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議 昆虫専門部会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
	<p>標記会議を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和元年(2019年)8月9日(金) 午後1時から午後3時まで</p> <p>2 場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁塔屋 環境生活部1号会議室</p> <p>3 議事(予定) (1) 北海道レッドリスト改訂に係る検討経過等について (2) 種・亜種目録案、チェックシートについて (3) 北海道レッドリスト改訂に係る検討体制について</p>		
参 考	<p>会議次第、出席者名簿、会議開催要領については、別添を参照願います。 なお、配布資料については、希少種の生息情報(生息地、生息数、種の存続を脅かす要因等)が含まれるため非公開とします。</p>		

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付		
	同時レク		

担 当 (連絡先)	生物多様性保全課生物多様性戦略グループ 担当: 坂村(ダイヤル: 011-204-5987 又は 代表: 011-231-4111 内線24-389)
--------------	--

令和元年度(2019年度) 北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議
昆虫専門部会 会議次第

日時 令和元年(2019年)8月9日(金)

午後1時から午後3時まで

場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁塔屋 環境生活部1号会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 北海道レッドリスト改訂に係る検討経過等について
- (2) 種・亜種目録案、チェックシートについて
- (3) 北海道レッドリスト改訂に係る検討体制について
- (4) その他

4 閉会

〔配付資料〕

- 資料1-1 北海道レッドリスト(昆虫)改訂に係る検討経過について
- 資料1-2 北海道レッドリスト改訂手順について
- 資料1-3 今後のスケジュール(案)
- 資料2-1 【種・亜種目録案】北海道の昆虫
- 資料2-2 学名等の確認に係る参照文献
- 資料2-3 北海道レッドリストのカテゴリーと判定基準
- 資料2-4 チェックシート
- 資料2-5 北海道レッドリスト改訂に係るチェックシート記入要領
- 資料3 北海道レッドリスト改訂に係る検討体制について

令和元年度(2019年度)北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議
昆虫専門部会 出席者名簿

区分	所属	氏名	備考
構成員	北海道大学総合博物館副館長 教授	大原 昌宏	
	北海道博物館学芸部博物館基盤グループ 学芸主幹	堀 繁久	
	北海道大学大学院農学研究院 教授	秋元 信一	
	元北海道立水産孵化場	伊藤 富子	
	北海道教育大学旭川校 准教授	奥寺 繁	
	日本直翅類学会	林 正人	
	小樽市総合博物館 学芸員	山本 亜生	
	北海道トンボ研究会 事務局長	横山 透	
	北海道大学大学院農学研究院 准教授	吉澤 和徳	
事務局	環境生活部環境局生物多様性保全課長	高橋 奉己	
	// 生物多様性戦略グループ主幹	坂村 武	
	// 主査	高田 一貴	
	// 主事	道場 航大	

北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議 開催要領

第1 目的

北海道環境生活部は、北海道の希少野生動植物種保護対策の検討にあたり、有識者等からの意見聴取、情報交換等（以下「意見聴取等」という。）を行うことを目的として、「北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

第2 議題

有識者会議の議題は、次のとおりとする。

- 1 希少野生動植物種の総合的な保護施策に関する事項
- 2 北海道レッドリスト及び北海道レッドデータブックに関する事項
- 3 北海道生物多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種に関する事項（同条例第 42 条の規定による指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定又は解除に係る候補種並びに第 65 条の規定による生息地等保護区の指定又は解除に係る候補地の選定に関する事項を含む。）
- 4 希少野生動植物種の保護施策の推進に必要な調査に関する事項

第3 構成

- 1 有識者会議は、構成員 15 名以内で構成する。
- 2 構成員は、有識者等への出席依頼及び承諾の手続きにより環境生活部長が選定するものとする。
なお、上記手続きにおいて、有識者が所属する団体等から要請があった場合は、環境生活部長が委嘱書を交付するものとする。

第4 有識者会議の開催

- 1 有識者会議の開催は、環境生活部長が招集し、主催する。
- 2 有識者会議での議事進行を円滑に行うため、構成員の中から座長を 1 名選出するものとする。

第5 専門部会の開催

- 1 各生物分類群に関する専門事項について意見聴取等を行うため、必要に応じて専門部会を開催するものとする。
- 2 専門部会で意見聴取等を行う専門事項は、第2に規定する事項とする。
- 3 専門部会は、各生物分類群について、有識者会議の構成員の中から環境生活部長が指名する者及び第3に規定する方法により環境生活部長が選定する者で構成する。
- 4 専門部会の開催は、生物多様性担当局長が招集し、主催する。
- 5 専門部会での議事進行を円滑に行うため、構成員の中から座長を 1 名選出するものとする。

第6 会議の公開

有識者会議や専門部会では、希少野生動植物種の生息・生育情報に関する意見聴取等を行うことから原則非公開とする。

第7 事務局

有識者会議の事務局は、環境生活部環境局生物多様性保全課に置く。

第8 その他

この開催要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この開催要領は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。
- 2 この開催要領の施行に伴い、「北海道希少野生動植物保護対策検討委員会設置要綱（平成 26 年 4 月 23 日施行）」は廃止する。

附則

この開催要領は、平成 30 年 4 月 6 日から施行する。